

総社市長及び副市長の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第77号

総社市長及び副市長の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

総社市長及び副市長の事務の引継ぎに関する規則（平成19年総社市規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の引継ぎ) 第2条 事務の引継ぎをする者は、事務引継書（別記様式）を調製し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署しなければならない。</p>	<p>(事務の引継ぎ) 第2条 事務の引継ぎをする者は、事務引継書（別記様式）を調製し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署し、<u>押印</u>しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。